

2. 指導及び監査指針（案）について

2. 藩道及び監修監督（洲）について

新旧対照表

改	正	(案)	現	行
			介護保険施設等の指導監査について（通知）	介護保険施設等の指導監査について（通知）

介護保険施設等指導指針

第1 目的

この指導指針は、市町村及び特別区（以下「市町村等」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）を同じくして「居宅サービス等」という。）を規定する住宅改修を行う者又はこれらの人々であつた者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出など及び厚生労働大臣又は都道府県知事が法定第24条の規定に基づくそれに基づく措置として、居宅サービス等を行つた者又はこれを使用する者に対する対応として、その行つた居宅サービス等に対する介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関する帳簿類等の提示の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第1 目的

この指導指針は、厚生労働大臣又は都道府県知事（介護老人保健施設にあつては、指定都市市長、中核市市長、保健所設置市市長及び特別区区長を含む。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、法第24条又は第76条、第83条、第90条、第100条若しくは第112条の規定による質問など及びそれに基づく措置として、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス（以下「居宅サービス等」という。）を行つた者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）並びに指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であつた者（以下「指定居宅介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下「指定居宅介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者等」という。）、指定居宅介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「指定居宅介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者等」という。）及び指定居宅介護事業者（以下「指定居宅介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者等」という。）は、指定居宅介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「指定居宅介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者等」という。）に對して行う保険給付の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

単価（平成12年2月厚生省告示第22号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村等が指定、許可の監督権限を持つサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

削除（書面指導は廃止） ← []

2 実地指導

実地指導は、厚生労働省、都道府県又は市町村等が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。（1）都道府県又は市町村等が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）（2）厚生労働省及び都道府県又は市町村等が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

削除（特別合同指導は廃止） ← []

(3) 厚生省及び都道府県が合同で行うものであって、都道府県圈を超える、全国的に影響の大きいと考えられる活動を行うサービス事業者等又は特に重点指導を必要とするサービス事業者等について行うものの（以下「特別合同指導」という。）

第3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、都道府県（介護老人保健施設にあつては、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）が指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 書面指導
書面指導は、都道府県が指定の対象となるサービス事業者等から書面の提出を受けた上で、一定の場所で面談方式により行う。

3 実地指導
実地指導は、厚生省又は都道府県が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。（1）都道府県が单独で行うもの（以下「一般指導」という。）（2）厚生省及び都道府県が合同で行うもの（以下「（3）に掲げるものを除く。」以下「合同指導」という。）

(3) 厚生省及び都道府県が合同で行うものであって、都道府県圈を超える、全国的に影響の大きいと考えられる活動を行うサービス事業者等又は特に重点指導を必要とするサービス事業者等について行うものの（以下「特別合同指導」という。）

第4 指導対象の選定

指導対象は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定に基づいて実施する。

第4 指導対象の選定

指導対象は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行なう観点から、指導形態に応じて、次の基準を標準として対象の選定を行う。

なお、選定にあたっては、利用者、保険者からの情報のみならず、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムによる情報を活用すること。

(1) 集団指導の選定基準
集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、
介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等、指導内
容に応じて選定する。

削除 (書面指導は廃止) ←

(2) 実地指導の選定基準
ア 一般指導
(ア) 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、都道
府県及び市町村等がサービス事業者等を選定する。

(イ) その他、特に都道府県及び市町村等が一般指導が必要と認め
られるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導
合同指導は一般指導の対象としたサービス事業者等の中から
選定する。

(3) 都道府県と市町村等との連携
都道府県と市町村等は互いに連携を図り、必要な情報交換を行
い適切な実地指導の実施に努めるものとする。

(1) 集団指導の選定基準

ア 新たに介護給付等対象サービスを開始したサービス事業者等に
ついては、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
イ 実地指導及び書面指導の対象外とされたサービス事業者等のう
ち指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 書面指導の選定基準
ア 実地指導の対象となるサービス事業者等の中から、前年度に
おける実地指導の結果を踏まえ、引き続き実地指導の必要はない
が、継続的に指導の必要があるサービス事業者等を選定して実
施する。
イ 集団指導の対象となるサービス事業者等であって、前年度一度
も集団指導に出席していないサービス事業者等を対象に実施する。

(3) 実地指導の選定基準
ア 一般指導
(ア) サービス事業者等のうち前年度において、集団指導又は書面
指導の対象となつた指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人
保健施設開設者等及び指定介護療養型医療施設開設者等を対象
に実施する。
(イ) サービス事業者等のうち、前年度及び前々年度において集団
指導又は書面指導の対象となつた居宅サービス美施者等、指定
居宅サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等を対象に
実施する。

(ウ) 市町村(保険者)、国民健康保険団体連合会からの情報提供を
受けて、一般指導が必要と認められるサービス事業者等を対象
に実施する。
(エ) その他特に都道府県が一般指導が必要と認められるサービス
事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導
(ア) 複数の都道府県で指定を受けているサービス事業者等を対象
に実施する。
(イ) その他特に合同指導が必要と認められるサービス事業者等を
対象に実施する。
ウ 特別合同指導
(ア) 全国的に広範囲で活動を行うサービス事業者等を対象に実施
する。
(イ) その他特に特別合同指導が必要と認められるサービス事業者
等を対象に実施する。

(4) 市町村との連携による実地指導の省略
法第23条に基づき、市町村(特別区含む)がサービス事業者等
に対し文書の提出等を行わせた結果、特に問題が認められなかつた

サービス事業者等に対しては、都道府県による当該年度における実地指導して差し支えないものとする。

第5 集団指導

(1) 指導通知

都道府県及び市町村等は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

第5 指導方法等

(1) 指導通知

都道府県は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

2 実地指導

(1) 指導通知
都道府県及び市町村等は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

削除 ← []

① 実地指導の根拠規定及び目的

② 対象事業者等

③ 指導担当者

④ 出席者

⑤ 準備すべき書類等

⑥ 準備すべき書類等

⑦ 指導方法

実地指導は、別に定める「実地指導マニュアル（仮称）」に基づき、関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

⑧ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について、過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

⑨ 報告書の提出

都道府県又は市町村等は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

第6 監査への変更

3 実地指導

(1) 指導通知
都道府県は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、
指導の当日に通知を行うことができるものとする。

① 実地指導の根拠規定及び目的

② 対象事業者等

③ 指導担当者

④ 出席者

⑤ 準備すべき書類等

⑥ 準備すべき書類等

⑦ 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

⑧ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、改めて指導致した内容の通知を行うものとする。

⑨ 改善報告書の提出

都道府県は、当該サービス事業者等に対して、文書で指致した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

第6 指導後の措置等

1 書面指導

(1) 書面指導の結果、特に文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

(2) 書面指導において指導した事項について、改善が認められないサービス事業者等については、翌年度の指導に当たっては、実地指導の対象とする。

2 実地指導

実地指導後の措置は、次のとおりとする。

(1) 実地指導の結果、特に文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

書面指導は廃止 ←

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中心、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行いうことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(2) 実地指導の結果、文書による軽易な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は書面指導の対象とする。

(3) 再度の実地指導

実地指導の結果、指導した事項について改善が不十分なサービス事業者等については、再度指導を行うことにより改善の見込みが認められる場合には、再度の実地指導を行う。

(4) 監査

実地指導の結果、「介護保険施設等監査指針」に定める選定基準に該当すると判断した場合は、後日、速やかに監査を行う。
なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不當等が疑われる場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。
3 指定基準に従つた適正な運営ができなくなつたものとして、直ちに取り消すことができる事由

(1) 指定居宅サービス事業者

① 次に掲げるときその他事業者が自己の利益を図るために指定基準に違反したとき
イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき
ウ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して

特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、
金品その他の財産上の利益を供与したとき
② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な指定基準違反があつたとき

(2) 指定居宅介護支援事業者

① 指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定のサービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、特定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受したときその他の自己の利益を図るために基準に違反したとき
② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な指定基準違反があつたとき

(3) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医

削除 ←

療施設

- ① 次に掲げるときその他の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護障害型医療施設が自己の利益を図るために指定基準省令に違反したとき
イ 指定施設サービスの提供に際して入所者又は入院患者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかつたとき
ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの脱退者又は退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき
② 入所者又は入院患者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な指定基準違反があつたとき

削除 ←

「第7 指導の拒否への対応」削除 ←

- 第7 指導の拒否への対応
1 正当な理由がなく書面指導を拒否した場合は、実地指導を行う。
2 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

「第8 その他」削除 ←

- 第8 その他
1 都道府県は、指導結果の通知及び改善報告書の内容について、そのサービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村(保険者)へ情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
2 都道府県は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

介護保障施設監査指針

別添2

目的 この監査は、介護保険法第115条第1項の規定によるものである。

目的 この監査指針は、都道府県知事（介護老人保健施設にあつては、指定都市市長、中核市市長、保健所設置市市長及び特別区区長を含む。ただし、第5の1「行政上の措置」を除く。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス（以下「居宅サービス等」という。）を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業者等」という。）に対し、並びに都道府県知事が、法第76条、第83条、第90条及び第112条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に對し、並びに都道府県知事が、法第76条、第83条、第90条及び第100条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は事業者（以下「指定介護老人福祉施設の開設者若しくは当該指定に係る事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は事業者（以下「指定介護老人福祉施設の開設者若しくは当該指定に係る事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は事業者（以下「指定介護老人福祉施設の開設者若しくは当該指定に係る事業者等」という。）、介護老人保健施設を管理する者又は医師その他の従業者（以下「指定介護老人保健施設を管理する者」という。）及び指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理職者、医師その他従業者又は指定介護老人保健施設の開設者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）に対して行う保険給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）の内に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の請求に関する基準を定めるることにより、介護給付等に対する基準を適正化を図ることを目的とする。

第2監查方針

第2

監査方針
監査は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者等、指定居宅老人保健施設事業者等、介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等（以下「サードパーティ」といふ。）の介護施設開設事業者等及び指定介護施設開設事業者等の内容又は介護報酬の請求に係る事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることとする。

第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査対象となるサービス事業者等の選定基準
監査は、下記に示す情報等から、指定基準違反等の場合に、行うもの
とする。

3

監査対象となるサービス事業者等の選定基準
監査は、次のいづれかに該する場合に行うものとする。
介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があつたこと
を疑うに足りる理由があるとき。

餘首

3 法第74条、第81条、第88条、第97条又は第110条に規定する基準(以下「指定等の基準」という。)に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

除(肖)

4 度重なる一般指導、合同指導及び特別合同指導（「介護保険施設等指導指針」に定める「一般指導、合同指導及び特別合同指導」をいう。以下同じ。）によつても介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善がみられないとき。

削除)

5 正当な理由がなく一般指導、合同指導及び特別合同指導を拒否したとき。

第4 監査方法等

第4 監査方法等

都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるとときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定による事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。

(1) 市町村長による実地検査等
市町村長は、指定権限が都道府県にあるサービス事業者等(法第76条、第83条、第90条、第100条、第112条及び第115条の6)について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を行うものとする。
なお、当該サービス事業者等の介護給付対象サービスに関する複数の市町村に關係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行ふものとする。

(2) 市町村は、指定基準違反と認めるとときは、文書によつて都道府県に通知を行うものとする。なお、都道府県と市町村が同時に実地検査等を行つている場合には、省略することができるものとする。

(3) 都道府県知事は前項の通知があったときは、すみやかに必要な法的な行政上の措置を取るものとする。

2 行政上の措置

(1) 勧告
サービス事業者等が厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に開する基準に違反したことが確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。
これに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

1 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に介護給付費請求書による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、介護給付等を受けた要介護者及び要支援者(以下「要介護者等」という。)等に対する実地調査を行う。

2 監査実施通知
都道府県(介護老人保健施設にあつては、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。)は、監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該サービス事業者等に通知する。
ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

(1) 監査の根拠規定

(1) 監査の根拠規定

(2) 命令
サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができます。
なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。
命令を受けた場合において、当該サービス業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 監査の日時及び場所

(3) 指定・許可の取消し、指定・許可の全部又はその一部の効力の停止(以下「指定の取消等」という。)
都道府県知事又は市町村長は、法第77条、第78条の9、第84条、第92条、第104条、第114条、第115条の8、第115条の17及び第115条の26のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

(3) 監査担当者

(削除)

(削除)

3 聴聞等
監査の結果、当該サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならぬ。
但し、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらは適用しない。

3 聴聞等

監査に当たつては、監査対象となるサービス事業者等の開設者(又はこれに代わる者)及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求める。

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

4 経済上の措置
(1) 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険者に対し、法第22条に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うよう指導するものとする。
(2) 命令又は指定の取り消し等の場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

4 経済上の措置

4 監査調書の作成
監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

(削) 除)	第4の2	←	第5 監査後の措置	1 行政上の措置
				(1) 内容
				行政上の措置は、法第77条、第84条、第92条及び第114条の規定に基づく指定の取消し、法第101条の規定に基づく設備の使用制限等、法第102条の規定に基づく変更命令、法第103条の規定に基づく業務運営の改善命令等並びに法第104条に規定する許可の取消し（以下「取消処分等」という。）とする。
				(2) 聴聞等
				都道府県知事は、監査の結果、当該サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対する事項等について文書により通知を行う。 又は弁明の機会の付与を行わなければならない。
				(3) 行政上の措置の通知
				都道府県知事は、取消処分等を行ったときは、当該サービス事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知を行う。 なお、取消処分等にいたらないと認められる場合には、介護保険施設等指導指針の実地指導に準じた指導を行う。
		←	第4の3	2 経済上の措置
				(1) 都道府県は、監査の結果、介護給付等サービスの内容又は介護報酬の請求に關し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金額等必要な事項を通知するとともに、当該保険者から国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に連絡させ、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除せらるよう措置する。 これにより難いときは、連合会から当該保険者に連絡するものとし、当該保険者は返還金相当額を当該サービス事業者等から直接、当該保険者に返還させるよう措置する。
				(2) 都道府県は、返還の対象となつた介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となつたサービス事業者等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するよう措置する。 また、該当する保険者に対しては、当該要介護者等あてにその旨通知するよう指導する。

(削除)

(削除)

(3) 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関する不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、原則として5年間とする。

3 行政上の措置の公表等

都道府県知事は、監査の結果、取消処分等を行ったときは、法78条、第85条、第93条及び第115条の規定に基づき速やかにその旨を公示するとともに、そのサービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村（保険者）及び連合会に対し連絡する。

第5 その他

都道府県又は市町村は、法第197条第1項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるとごろにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

第6 その他

都道府県は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるとごろにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

